

重要事項説明書

(介護予防訪問看護)

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定介護予防訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「札幌市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年10月6日条例第56号）」の規定に基づき、指定介護予防訪問看護サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定介護予防訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	サクシード株式会社
代表者氏名	代表取締役 佐々木史子
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	札幌市西区八軒1条西1丁目3-15 電話 (011) 215-5138・ファックス番号 (011) 215-5583
法人設立年月日	2018年12月1日

2 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	訪問看護ステーション れら福住
介護保険指定 事業所番号	札幌市指定：0160592408
事業所所在地	札幌市豊平区月寒東2条16丁目1-70
連絡先	電話011-859-1005・ファックス番号011-859-1006
相談担当者名	ライフデザイン訪問看護 看護管理者 本田 美来
事業所の通常の事業の実施地域	札幌市内

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要介護状態にあるご利用者様の状況に応じた適切な指定訪問看護サービスを提供することにより、心身の機能の維持または向上を図り、ご利用者様が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とします。
運営の方針	1 主治医との密接な連携および訪問看護計画書に基づき、ご利用者様の心身機能の維持回復を図ります。 2 療養上必要な事項について懇切丁寧に指導または説明いたします。 3 ご利用者様の心身状況や環境を的確に把握し、常に医学の進歩に 対応しながら適切な訪問看護サービスを提供します。 4 質の良い訪問看護サービスを提供するため、訪問看護従事職員の研修を継続的に行い、資質の向上を図ります。

(1) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日 ※常時24時間、いつでも連絡をとれる体制を設けております。
営業時間	午前8時30分～午後5時30分

(2) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月、火、水、木、金、土、日
サービス提供時間	24時間

(3) 事業所の職員体制

管理者	看護師 本田 美来
-----	-----------

職	職務内容	人員数
管理者	1 主治の医師の指示に基づき適切な指定介護予防訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。 2 介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。 3 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤1名
に 看 従 護 事 職 す 員 の 者 う ち 主 と し て 計 画 作 成 等	1 指定介護予防訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。 2 主治の医師の指示に基づく介護予防訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い同意を得ます。 3 利用者へ介護予防訪問看護計画を交付します。 4 訪問日、提供した看護内容等を記載した介護予防訪問看護報告書を作成します。 5 指定介護予防訪問看護の実施状況の把握及び介護予防訪問看護計画の変更を行います。 6 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。 7 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。 8 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。	2. 5名以上
看護職員 (看護師・ 准看護師)	1 介護予防訪問看護計画に基づき、指定介護予防訪問看護のサービスを提供します。 2 訪問日、提供した看護内容等を記載した介護予防訪問看護報告書を作成します。	2. 5名以上

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士などのセラピスト	1 介護予防訪問看護計画に基づき、指定介護予防訪問看護のサービスを提供します。 2 訪問日、提供した看護内容等を記載した介護予防訪問看護報告書を作成します。	必要以上
---------------------------	---	------

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
介護予防訪問看護計画の作成	主治の医師の指示及び利用者に係る介護予防支援事業者が作成した介護予防サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた介護予防訪問看護計画を作成します。
介護予防訪問看護の提供	介護予防訪問看護計画に基づき、介護予防訪問看護を提供します。 具体的な介護予防訪問看護の内容 ① バイタルサイン（体温、脈、血圧、酸素飽和度）の観察 ② 排泄（排尿・排便）の観察 ③ 食事・水分量の観察 ④ 体調管理と必要に応じて留置カテーテル管理など

(2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

提供するサービスの利用料、利用負担額（介護保険を適応する場合）について

【指定介護予防訪問看護ステーションの場合】

〈基本サービス〉ア 定期巡回・随時対応訪問介護看護事業所と連携する場合

サービス提供区分	介護報酬額	ご利用者様負担額		
		1割	2割	3割
1月につき2961単位	30,231円	3,024円	6,047円	9,070円
要介護5のご利用者様 3761単位	38,399円	3840円	7,680円	11,520円

准看護師が訪問した場合基本単位の90/100

医療保険の訪問看護が必要であるものとして主治医が発行する訪問看護指示の文書の訪問指示機関の日数につき減算-97単位

〈加算サービス〉

サービス	介護報酬額	ご利用者様負担額			算定回数等
		1割	2割	3割	
緊急時介護予防訪問看護加算（Ⅰ） 600単位	6,126円	613円	1,226円	1,838円	1月につき
緊急時介護予防訪問看護加算（Ⅱ） 574単位	5,860円	586円	1,172円	1,758円	1月につき
特別管理加算（Ⅰ） 500単位	5,105円	511円	1,021円	1,532円	1月につき
特別管理加算（Ⅱ） 250単位	2,552円	256円	511円	766円	1月につき
初回加算（Ⅰ） 350単位	3,573円	358円	715円	1,072円	初回のみ 1回につき
初回加算（Ⅱ） 300単位	3,063円	307円	613円	919円	初回のみ 1回につき
退院時共同指導加算 600単位	6,126円	613円	1,226円	1,838円	1回につき
ターミナル加算 2500単位	25,525円	2,553円	5,105円	7,658円	初回のみ 1回につき
看護・介護職員連携強化加算 （特定業務） 250単位	2,552円	256円	511円	766円	1月につき
複数名訪問看護加算 30分未満 254単位	2,593円	260円	519円	778円	1回につき
複数名訪問看護加算 30分以上 402単位	4,104円	411円	821円	1,232円	1回につき
長時間介護予防訪問看護加算 300単位	3,063円	307円	613円	919円	1回につき
口腔連携強化加算 50単位	510円	51円	102円	153円	1回につき
サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 6単位	61円	7円	13円	19円	1回につき 区分支給 基準減額の算定対象外
サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 3単位	30円	3円	6円	9円	1回につき 区分支給 基準減額の算定対象外

(基本サービス) イ

サービス提供区分	提供時間帯	介護報酬額	ご利用者様負担額		
			1割	2割	3割
昼間（8時～18時）					
20分未満（314単位）	看護師による場合	3,205円	321円	641円	962円
30分未満（471単位）	看護師による場合	4,809円	481円	962円	1,442円
30分以上1時間未満（823単位）	看護師による場合	8,402円	841円	1,681円	2,521円
1時間以上1時間30分未満（1128単位）	看護師による場合	11,516円	1,152円	2,304円	3,455円
早朝（6時～8時）、夜間（18時～22時） 25%加算					
20分未満（393単位）	看護師による場合	4,013円	402円	803円	1,204円
30分未満（589単位）	看護師による場合	6,014円	602円	1,203円	1,805円
30分以上1時間未満（1029単位）	看護師による場合	10,506円	1,051円	2,102円	3,152円
1時間以上1時間30分未満（1410単位）	看護師による場合	14,396円	1,440円	2,880円	4,319円
深夜（22時～翌6時） 50%加算					
20分未満（471単位）	看護師による場合	4,808円	481円	962円	1,443円
30分未満（707単位）	看護師による場合	7,218円	722円	1,444円	2,166円
30分以上1時間未満（1235単位）	看護師による場合	12,609円	1,261円	2,522円	3,783円
1時間以上1時間30分未満（1692単位）	看護師による場合	17,275円	1,728円	3,455円	5,183円

准看護師が訪問した場合基本単位の90/100

理学療法士等による訪問の場合

サービス提供区分	提供時間帯	介護報酬額	ご利用者様負担額		
			1割	2割	3割
294単位（1日に2回超えて実施する場合は90/100）	昼間（294単位）	3,001円	301円	601円	901円

介護予防 ウ

サービス提供区分	提供時間帯	介護報酬額	ご利用者様負担額		
			1割	2割	3割
昼間（8時～18時）					
20分未満（303単位）	看護師による場合	3,093円	310円	619円	928円
30分未満（451単位）	看護師による場合	4,604円	461円	921円	1,382円
30分以上1時間未満（794単位）	看護師による場合	8,106円	811円	1,622円	2,432円
時間以上1時間30分未満（1090単位）	看護師による場合	11,128円	1,113円	2,226円	3,339円
早朝（6時～8時）夜間（18時～22時） 25%加算					
20分未満（379単位）	看護師による場合	3,869円	387円	774円	1,161円
30分未満（564単位）	看護師による場合	5,758円	576円	1,152円	1,728円
30分以上1時間未満（993単位）	看護師による場合	10,138円	1,014円	2,028円	3,042円
時間以上1時間30分未満（1363単位）	看護師による場合	13,916円	1,392円	2,784円	4,175円
深夜（22時～翌6時） 50%加算					
20分未満（454単位）	看護師による場合	4,635円	464円	927円	1,391円
30分未満（677単位）	看護師による場合	6,912円	692円	1,383円	2,074円
30分以上1時間未満（1191単位）	看護師による場合	12,160円	1,216円	2,432円	3,648円
時間以上1時間30分未満（1635単位）	看護師による場合	16,693円	1,670円	3,338円	5,008円

准看護師が訪問した場合基本単位の90/100

理学療法士等による訪問の場合

サービス提供区分	提供時間帯	介護報酬額	ご利用者様負担額		
			1割	2割	3割
284単位（1日に2回超えて実施する場合は90/100）	昼間（284単位）	2,899円	290円	580円	870円

※当事業所と同一建物若しくは同一の敷地内又は隣接する敷地の建物に居住するご利用者様又は当事業所におけるひと月当たりのご利用者様が20人以上居住する建物に対して介護予防訪問看護を行った場合は、上記金額の90/100となります。

当事業所と同一建物若しくは同一の敷地内又は隣接する敷地の建物に居住するご利用者様又は当事業所におけるひと月当たりのご利用者様が50人以上居住する建物に対して介護予防訪問看護を行った場合は、上記金額の85/100となります。

※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び介護予防訪問看護計画に位置付けられた時間数（計画時間数）によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに介護予防訪問看護計画の見直しを行います。

※ 緊急時介護予防訪問看護加算は、利用者又はその家族等に対して24時間連絡体制にあつて、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある旨を説明し、同意を得た場合に加算します。

※特別管理加算は、指定介護予防訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者（別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。）に対して、指定介護予防訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場

合に加算します。なお、「別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。

- ① 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態
- ② 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ③ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ④ 真皮を超える褥瘡の状態
- ⑤ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

なお、特別管理加算(Ⅰ)は①に、特別管理加算(Ⅱ)は②～⑤に該当する状態の利用者に対して訪問看護を行った場合に加算します。

※ 初回加算は新規に介護予防訪問看護計画を作成した利用者に対し、介護予防訪問看護を提供した場合に加算します。なお、退院時共同指導加算を算定する場合は算定しません。

※ 退院時共同指導加算は入院若しくは入所中の者に対し、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合に加算します。なお、初回加算を算定する場合は算定しません。

※ 複数名訪問看護加算Ⅰは、二人の看護師等(両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する)が同時に介護予防訪問看護を行う場合(利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等)に加算し、複数名訪問看護加算Ⅱは、看護師等が看護補助者と同時に訪問看護を行う場合に加算します。

※ 長時間介護予防訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を超える介護予防訪問看護を行った場合、介護予防訪問看護の所定サービス費(1時間以上1時間30分未満)に加算します。なお、当該加算を算定する場合は、別途定めた1時間30分を超過する部分の利用料は徴収しません。

※ サービス提供体制強化加算及び看護体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして札幌市に届け出た介護予防訪問看護事業所が、利用者に対して、介護予防訪問看護を行った場合に加算します。

※ 主治の医師(介護老人保健施設の医師を除く)から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限って、介護保険による介護予防訪問看護費は算定せず、別途医療保険による提供となります。

※ 【利用料の支払いについて、事業者が法定代理受領を行わない場合】

上記に係る利用料は、利用者が全額を一旦お支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に、利用者負担額を除いた居宅介護サービス費の支給申請を行ってください。

速やかに当事業者にお知らせください。

(2) 利用者が要支援認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

(3) 主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「介護予防訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「介護予防訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします

(4) サービス提供は「介護予防訪問看護計画」に基づいて行ないます。なお、「介護予防訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます

(5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者等の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者及び責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	本田 美来
虐待防止に関する担当者	石井 晴代

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設立します。

(6) 虐待の防止のための指針を作成します。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後も継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の

② 個人情報の保護について	<p>家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>
---------------	--

10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

緊急連絡先 療機関）	<p>ア 主治医：（ ）</p> <p>医療機関名：（ ）</p> <p>連絡先電話番号：</p>
緊急連絡先 ご家族様、法定代理人）	<p>イ ①ご家族氏名：（ ）</p> <p>続柄：（ ）</p> <p>連絡先電話番号：</p> <p>②ご家族氏名：（ ）</p> <p>続柄：（ ）</p> <p>連絡先電話番号：</p>

11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【事故発生時連絡先】

市町村：札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課

電話番号：011-211-2972（事業指導係）

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 あいおいニッセイ同和損保

12 身分証携行義務

訪問看護師は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

13 心身の状況の把握

指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

14 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定介護予防訪問看護の提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「介護予防訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

15 サービス提供の記録

- ① 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

16 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的（年1回以上）に行います。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

17 衛生管理等

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
- (4) 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (5) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

18 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

ア 提供した指定介護予防訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓

口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

- ・苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行う。
- ・管理者は、訪問看護員に事実関係の確認を行う。
- ・対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へ必ず対応方法を含めた結果報告を行う。（時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡する。）

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 訪問看護ステーション れら福住 管理者 本田美来	所在地 札幌市豊平区月寒東2条16丁目1-70 電話番号 011-859-1005 受付時間 9:00～17:00（土日祝休み）
【公的団体の窓口】 北海道国民健康保険団体連合会	所在地 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館1階 電話番号 (011) 231-5175（介護サービス苦情相談専用ダイヤル） 受付時間 9:00～17:00（土日祝休み）

19 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の 実施状況	<input type="checkbox"/> あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	<input checked="" type="checkbox"/> なし		

20 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、「札幌市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年10月6日

条例第56号)」の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	札幌市西区八軒1条西1丁目3-15
	法人名	サクシード株式会社
	代表者名	佐々木 史子
	事業所名	訪問看護ステーション れら福住
	説明者氏名	本田 美来

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住 所	
	氏 名	

上記署名は、（ ）（続柄 ）が
代行しました。

代理人	住 所	
	氏 名	